

平成30年5月11日
四国電力株式会社

当社設備工事における工事費負担金の一部精算不備について

当社は、お客さまの事由により実施する設備工事については、託送供給等約款に基づき、お客さまに工事費の実費をご負担いただくこととしております。このうち、撤去工事を伴う場合の精算状況について、本年4月24日、国の電力・ガス取引監視等委員会より平成27年度から29年度までの3か年を対象に報告するよう指示を受けておりましたが、調査の結果、7件の工事において、総額約40万円の精算不備があったことを確認し、本日、同委員会に報告いたしました。

具体的には、託送供給等約款では、撤去工事がある場合、撤去資材の残存価額を差し引いて工事費負担金を精算することとしているところ、特別高圧（供給電圧2万ボルト以上）の設備工事においては、再使用可能な資材の残存価額は適正に精算していたものの、再使用不能な鉄くずなどの残存価額は工事費負担金から差し引いていなかったものです。

なお、高圧および低圧の設備工事においては、工事費負担金の計算に使用するシステムを再点検し、精算不備がないことを確認しております。

今後は、該当するお客さまに対してお詫び申し上げるとともに、速やかに再精算（返戻）の手続きを進めてまいります。

当社といたしましては、今後、同様なことが起こらないよう、託送供給等約款の適正な運用を図るとともに、平成26年度以前の精算状況についても調査を進めてまいります。

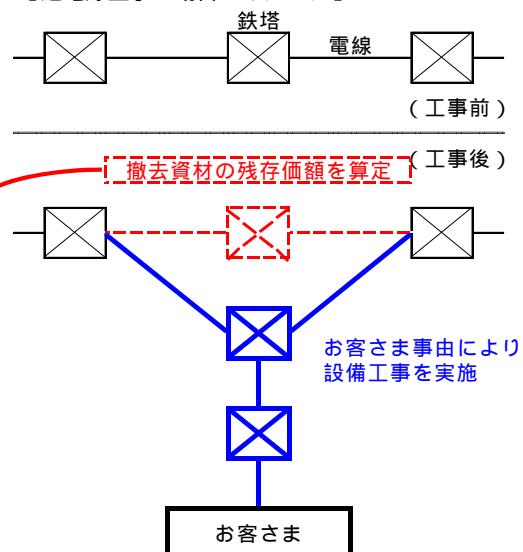
【工事費負担金の算定】

建設工事費			撤去工事費		
材料費	工費	諸経費	工費	諸経費	帳簿価額

工事費負担金の算定項目	
: 再使用可能な資材の残存価額	差引
: 再使用不能な鉄くずなどの残存価額	
ケース1	工事費負担金（精算不備なし）
× ケース2	工事費負担金（精算不備）

再使用可能な撤去資材の残存価額は差し引いていたが、再使用不能な鉄くずなどの残存価額は差し引いていなかった。

【送電線工事の場合のイメージ】



以上